

八尾市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年八尾市規則第64号。以下「規則」という。）に規定する移動支援事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 本事業の内容は、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でないものを除き、原則として1日の範囲内で用務が終えるものに限る。）において支援が必要と福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めた者への移動の支援であって、規則第15条に規定する柔軟な形態として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別支援型 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援
- (2) グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的及び同一イベントへの参加等の複数の障がい者等に対する支援
- (3) 車両移送型 公共施設等障がい者等の利便を考慮し、経路を定めた運行及び各種行事への参加のための運行等車両による支援

(対象者)

第3条 規則第16条に規定する「本市に居住地を有する障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自立支援給付の実施主体が本市である者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者（児）及び全身性障がい者（児）（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級に該当する障害者（児）であって両上肢及び両下肢の機能の障がい等を有するもの又はこれに準ずる障がい者（児）をいう。）
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を受けている者又は児童
- (4) その他所長が必要と認めた者又は児童

(利用の申請)

第4条 本事業を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「申請者」と

いう。)は、規則第17条により地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)に申請者の属する世帯の前年分(1月から6月までの申請にあつては前々年分)の市町村民税課税状況を証する書面を添付し所長に申請しなければならない。また、支給決定時間の変更を希望する場合は、地域生活支援事業利用変更申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

(利用の決定)

第5条 所長は、前条の申請があつたときは、速やかに利用の可否及び利用可能な時間を決定し、地域生活支援事業決定(却下)通知書(様式第3号)及び地域生活支援事業受給者証(様式第4号。以下「受給者証」という。)により当該申請者に通知するものとする。また、変更申請があつたときは、地域生活支援事業変更決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用の方法)

第6条 本事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)がこの事業を利用しようとするときは、受給者証を本事業を行う事業者として本市に登録をした事業者(以下「登録事業者」という。)に提示し、登録事業者と利用に関する契約を交わすものとする。

(費用負担)

第7条 利用者は、本事業の利用料として別表に掲げる額を登録事業者に支払うものとする。

(利用料の減免)

第8条 所長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、前条に規定する利用料を減免又は免除することができる。

2 所長は、前条に規定する利用料を支払うと、生活保護の適用対象となる場合は、生活保護の適用対象でなくなるまで月額負担上限額を下げるすることができる。

(登録事業者)

第9条 本事業を実施しようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第36条第1項の規定により市長が指定をする障害福祉サービス事業者とし、事前に必要な人員等を記した書類を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の書類の提出があつたときは、その内容を審査し、本事業を実施させるのに相応しいと判断したときは、本事業を実施するものとして登録するものとする。

(登録の基準)

第9条の2 登録は、移動支援を行う事業所ごとに行うものとする。

2 登録を受けることができるものは、法第36条第1項の規定による居宅介護事業所の指定を受けており、かつ適切に本事業を実施できる人員体制等が整っていると判断で

き、所長が適当と認める事業者とする。

(登録の申請)

第9条の3 登録を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、移動支援事業者登録申請書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。

(登録)

第9条の4 所長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、移動支援事業者登録（却下）通知書（様式第7号）によりその旨を申請事業者に通知するものとする。

(登録内容の変更の届出)

第9条の5 登録事業者は、移動支援の提供を行う事業所の名称、所在地その他第9条の3の申請書に記載の事項に変更を生じたときは、移動支援事業者登録内容変更届出書（様式第8号）により所長に届け出なければならない。

(休止、廃止及び再開)

第9条の6 登録事業者は、事業の休止、廃止又は再開をする場合には、事前に移動支援事業廃止・休止・再開届出書（様式第9号）により所長に届け出なければならない。

(調査及び指導)

第9条の7 所長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、移動支援の実施等について報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、登録事業者に移動支援の実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該登録事業者に対し改善指導を行うものとする。

2 所長は、前項の改善指導において改善が認められるまでの間は、移動支援事業の中止を命ずることができる。この場合において、所長は、あらかじめ書面をもって登録事業者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第9条の8 所長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第9条の2第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(2) 移動支援費の請求に不正があったとき。

(3) 登録事業者が、不正の手段により登録を受けたとき。

(4) 前条の規定に基づく改善指導に従わないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、移動支援事業の実施等に関し、不正又は著しく不当な行為があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、所長が登録事業者として適当でないと認めるとき。

2 所長は、登録事業者（登録事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号の一に該当するときは、登録を取り

消すことができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律77 号。以下「暴対法」という。）第2 条第2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2 条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己若しくは自社又は第三者の業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するため等に、暴力団員を使用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約相手方が第1 号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

（請求及び支給）

第10条 利用者は、移動支援費の支給を受けようとするときは、登録事業者に当該移動支援費の請求及び受領の権限を委任しなければならない。

- 2 移動支援費は、30分あたり1,000円とする。
- 3 移動支援費について、派遣1回あたりの時間の最小の単位は30分とし、派遣時間が15分未満であるときは、これを0分に切り下げ、15分以上であるときは、これを30分に切り上げるものとする。
- 4 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、当該月に係る移動支援費を所長に請求するものとする。
- 5 前項の請求する額は、第1項に規定する移動支援費から第7条に規定する利用負担の額を差し引いた額とする。
- 6 所長は、第4項の請求に係る明細の審査を行い、請求金額の確定後30日以内に移動支援費を支給するものとする。
- 7 事業者は、移動支援事業を実施するために要した交通費、施設入場料等の利用者が負担すべき費用について、利用者から実費を徴収することができる。

（遵守事項）

第11条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制をさだめておかなければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、所長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日が属する契約期間の終了の日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者は、利用者の移動介護計画書を作成し、所長の求めに応じ提出しなければならない。
- 6 事業者及び従業者は、八尾市個人情報保護条例（平成10年八尾市条例第15号）第11条第3項の規定を遵守し、本事業の実施に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第2号の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日より施行する。

【別表】

移動支援事業利用者負担額

世帯による階層区分 (*1)	負担額 30分あたり	月額上限額
生活保護 (*2)	0円	0円
低所得		
一般	100円	4,000円

(*1) 「世帯」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条の規定に基づくものとする。

(*2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。